

令和2年第5回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 議案第50号 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第51号 令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結について
3. 議案第52号 令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村線改良工事請負契約の締結について
4. 議案第53号 令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事請負契約の締結について
5. 議案第54号 仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事請負契約の締結について
6. 議案第55号 財産の取得について

令和2年第5回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年7月9日（木曜日）

10時00分開会

11時39分閉会

出席議員（10名）

1番 議員	竹 本 文 直	2番 議員	西 森 常 晴
3番 "	岡 田 良 成	4番 "	片 岡 智 準
5番 "	大 野 弘	6番 "	西 森 久 雄
7番 "	野 村 安 夫	8番 "	左 京 憲 昌
9番 "	藤 崎 源 彦	10番 "	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大 石 弘 秋	副 町 長	片 岡 廣 秋
教 育 長	竹 本 雅 浩	総 務 課 長	片 岡 晴 彦
企 画 課 長	古 味 仁 志	保健福祉課長	片 岡 明 徳
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒 木 紀 和	産業建設課長	片 岡 伸 二
教 育 次 長	古 味 実	仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪 内 武 則
池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人	池川地域振興課長	大 原 成 彦

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒 川 一 彦	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回仁淀川町議会臨時会を開会します。

直ちに会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、左京憲昌君、9番、藤崎源彦君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をしました。

ここで、招集者の挨拶を求めます。大石町長。

○町長 おはようございます。本日は臨時議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、九州地方をはじめ、各地で記録的な大雨による河川の氾濫や土砂災害により甚大な被害が発生しております。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、一刻も早い復旧、復興を願うものであります。本町においては人命に関わる重大な被害は発生しておりませんが、これから予想されます台風の襲来や豪雨などに対し、早めの対応を心がけてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症については、全国の緊急事態宣言が解除され、6月19日からは都道府県の往来の自粛が全面的に解除されました。高知県における新型コロナウイルス感染症の陽性者は2か月以上報告されておりましたが、東京都の1日の陽性者数が連日100人を超えるなど、再び増加傾向にあります。町民の皆様におかれましては、感染の流行している地域への移動は控えていただくとともに、人との距離を取っていただき、咳エチケットや手洗い、手指の消毒、熱中症などにならないよう状況に応じたマスクの着用など、感染症の予防対策を引き続きお願い申し上げます。

本日の臨時議会に提案しております条例の一部改正は、議会の安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会の調査報告や提言書を受け、町の事務処理の遺脱に対し、町長及び

副町長の給与月額を減じる条例改正を提案させていただいております。なお、所属長及び管財担当課長3名に対し、職員を指導する訓告処分を行っております。

また、6月議会定例会においてご指摘をいただきました令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結議案につきまして、内容などを調査、確認させていただき、再度提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そのほか、大崎診療所建替工事などの請負契約締結議案3件、財産取得議案1件を提案させていただいております。提案理由につきましては副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

議案の上程を行います。

日程第3、議案第50号、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第55号、財産の取得についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第9、執行部に提案理由の説明を求めます。議案第50号から議案第55号まで一括して、片岡副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、本議会に提出しております議案について、順次ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第50号、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年7月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、宝来荘の備品管理に係る事務処理に遺脱があったため、議案書2ページのとおりに、町長の給料を10分の1、副町長の給料を100分の5、それぞれ1か月減ずるよう、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の3ページをお願いします。

議案第51号、令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結について。

下記の工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事 |
| 2. 契約の方法 | 地域密着型一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 2億3,136万3,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 株式会社晃立 |
| | 代表者 住 所 高知市桜馬場8番20号 |
| | 氏 名 代表取締役 嶋崎勝昭 |

令和2年7月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、別紙のとおり5月28日に地域密着型一般競争入札を行った結果、株式会社晃立が落札し、6月2日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので、旧中央公民館を仁淀川町交流センターとして耐震補強及び老朽箇所の改修等を実施するものでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案第52号、令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村線改良工事請負契約の締結について。

下記の工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村線改良工事 |
| 2. 契約の方法 | 地域密着型一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 6,490万4,400円 |
| 4. 契約の相手方 | 株式会社上岡工務店 |
| | 代表者 住 所 高知市縄手町40番地4 |
| | 氏 名 代表取締役 上岡武司 |

令和2年7月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、別紙のとおり 6 月 30 日に地域密着型一般競争入札を行った結果、株式会社上岡工務店が落札し、7 月 1 日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもので、施工延長は 160m で、幅員を 5 m に拡幅するものでございます。

続きまして、議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 53 号、令和 2 年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事請負契約の締結について。

下記の工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和 2 年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事 |
| 2. 契約の方法 | 地域密着型一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 5,412 万円 |
| 4. 契約の相手方 | 株式会社不二土木 |
| | 代表者 住 所 吾川郡仁淀川町寺村 1459 |
| | 氏 名 代表取締役 尾崎二徳 |

令和 2 年 7 月 9 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、別紙のとおり 6 月 30 日に地域密着型一般競争入札を行った結果、株式会社不二土木が落札し、7 月 2 日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもので、施工延長は 120m で、幅員を 4 m に拡幅するものでございます。

続きまして、議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 54 号、仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事請負契約の締結について。

下記の工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------|
| 1. 契約の目的 | 仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事 |
| 2. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 7 億 5,845 万円 |

4. 契約の相手方 共同企業体名 岸之上・栄宝生特定建設工事共同企業体
 代表者 株式会社岸之上工務店
 住 所 高知市西秦泉寺435番地 1
 氏 名 代表取締役社長 岸之上憲一

令和 2 年 7 月 9 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、別紙のとおり 6 月 30 日に一般競争入札を行った結果、岸之上・栄宝生特定建設工事共同企業体が落札し、7 月 6 日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもので、木造 2 階建て一部鉄筋コンクリート造りの診療所を整備するものでございます。続きまして、議案書 7 ページをお願いします。

議案第 55 号、財産の取得について。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和 2 年度次亜塩素酸空間除菌脱臭機購入業務
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 603 万 6,800 円
4. 契約の相手方 太平ビルサービス株式会社
 代表者 住 所 高知市駅前町 1 番 8 号
 氏 名 本部長 金野誠

令和 2 年 7 月 9 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、別紙のとおり 6 月 30 日に一般競争入札を行った結果、太平ビルサービス株式会社が落札し、7 月 1 日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもので、当該事業は、新型コロナウイルス感染防止対策として小中学校、デイサービスセンター等に次亜塩素酸空間除菌脱臭機を 32 台購入、設置するものでございます。

以上で私からの提出議案の説明を終わります。ご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案の審議を行います。

日程第10、質疑を行います。

議案第50号についての質疑を許可します。質疑はありますか。左京憲昌君。

○8番 この遺脱というのは、意味をあれすると、抜けることとか漏れ落ちることというような意味だそうですが、課長なんかの処分というか、あれは訓告だったという、それは引継ぎができるような体制をしいてなかったのであって当然だろうと私は思うんですが、これは計算をしてみると、町長が68万で6万8,000円、副町長が58万7,000円で2万9,350円、合わせて9万7,350円の給料減ということになろうと思うんですが、この金額は何を根拠に出されているのか。

それと、特別委員会でも何がない、かにかがないという、いろんなことからスタートしたわけですけど、結局購入した証拠物件がないのでどうにもならなかったんですが、今の話にも全然出てこなかった、特別委員会でも特に指摘がなかった、例えば外には割合大きな水槽もあったと。例えばあれを購入するだけでも相当な金額だと思いますが、これは何を根拠にやられておる。あまりにも、町長、これは優し過ぎる対応ではないんですか。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 左京議員の質問にお答えさせていただきます。

これについてはいろいろ、調査委員会のほうでも調査結果の報告がございました。本当にいろいろ課題があったと思います。合併前、設立当時のいろいろな管理の問題もあったと思いますし、それが十分に引継ぎもできていなかった、こういったことも発覚したわけでございますし、また指定管理者で管理をしておりますが、そういった中で管理者との、そこの辺りの意識の共有がしっかりしてなかった、そういった中でこういった事態が発生したわけでございまして、歴代のそれぞれ所属長もおるわけでございますけれども、今回は近年直接関わっておりました所属長、またそういった財産の管理の担当課長に訓告をさせていただきました。

それにまた、私どもが町有財産、備品を管理していく上で、やはりこれは非常に町民の貴重な財産である、それをしっかりと適正に管理していくことは大変重要なことでございますけれども、そういった中で十分な管理ができていなかった、こういったことを踏まえて、今回、町長10分の1、そして副町長100分の5、これを1つ提案をさせていただいたところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありますか。左京憲昌君。

○8番 今、私が質問をしました減額の根拠はいかがだったですか。

○議長 町長、答弁。

○町長 左京議員の再質問にお答えしたいと思います。

これについては本町の懲戒委員会の規定がございますが、それに基づいて今回の処分をさせていただきました。

○議長 ほかに質疑ありませんか。片岡智準君。

○4番 私は宝来荘の特別委員会の委員長として、今回のいろいろな内容について調査した結果については報告書もまとめて、それから最終的な提言を書かせていただきました。しかし、内容的につぶさに精査したら、やはり今回は不問にするということで、私は今回の結論を出させていただきました。委員会においても、皆さんのご意見も一応聞き、結論的に不問にするということで、今後に対して再発防止をかなりの内容でお願いしております。私はそれをもってよしということで、責任についての追及は一切しないということだったんですけど、今回これを見たら、町長と副町長及び担当した職員に対する訓告ということで処分が出ておりますが、それは自主的に、やはり何もないというわけにはいかんということでされたということでよろしいでしょうか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員の質問にお答えさせていただきます。

今、お話がございましたように、確かに報告のほうでは不問にするというようなことでございました。また、提言もいただきました。しかしながら、先ほども申し上げましたように、やはり十分な適正な管理ができてなかった、これは我々は反省すべきであり、そういった点を考慮して今回の処分といたしましたし、またこれを機に一層適正な管理に努めてまいりたい、こういうふうを考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第50号の質疑を終結します。

議案第51号についての質疑を許可します。質疑はありますか。大野弘君。

○5番 副町長にお伺いしたいんですが、この地域密着型についてですが、町の基準及び条件についてお伺いをしたいと思います。

○議長 執行部、副町長、答弁。

○副町長 地域密着型の一般競争入札でございますけれども、一般競争入札の中で条件をつけることができるということに地方自治法の中でなっております、その中で地域密着型という条件ということで、当町の指名業者として入っている者を指定しておるところでございます、これにつきましては主たる営業所、また従たる営業所を本町に置く業者を、この業者として参加できるという条件で行っているところでございます。

以上です。

○議長 大野弘君。

○5番 これは住所だけ、事務所だけ置けばいいということですか。ほかには、こういうものはないといかんとか、そういうものはないんでしょうか。

○議長 副町長、答弁。

○副町長 大野議員の再質問にお答えいたします。

主たる営業所、従たる営業所につきましては、建設業法の届出、国もしくは県になりますけれども、この届出をした営業所等でございます。

以上です。

すみません、詳細につきまして、総務課長からお答えします。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 大野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

営業所の範囲という取決めがありまして、事務所などの建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、機の備品を備えていることというのが、営業所の範囲の中で定められていることとなっております。

なお、特定の目的のために臨時的に置かれる工事事務所とか、作業所等は該当しないというふうになっております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。左京憲昌君。

○8番 今の答弁でちょっと確認をしますが、知事の認可になっていると思うんですが、知事の認可の中で、提出物件で3名の常勤者が必要であると。3名といっても、それは兼任が可能ですから、資格を満足すれば1名でもいいわけですが、3名の常駐が求められておりますが、そこら辺りは全然、今、役場としては関係ないということですか。どういう意味ですか。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをさせていただきます。

営業所としての登録のことについてでございます。確かにおっしゃられたとおり、営業所には職員といいますか、専任の技術者を置かなければならないというふうになっております。

県の土木部のほうに確認もさせていただきました。常時営業所のほうに勤務場所としてそこにいなければならないかどうかという部分について確認もさせていただきましたが、小さな営業所等については、専任の技術者等が現場等に出られるとかということについては、特に問題、現場に出られる等で営業所にいないということについては、営業所として認定することに問題がないというような答えをいただいております。

以上となります。

○議長 ほかに。左京憲昌君。

○8番 今のお答えですけど、作業場所へ出かけているとか、もちろん、それはそういうように県のほうの資料にも書かれておりましたが、通常の、そこに常勤しておるかとかというのは、タイムカードであったり健康保険証であったり、いろんなもので確認すると。役場のほうは書類に書いてあればそれをうのみで、何らチェックは今までもそしたらしめてこなかったということですか。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをさせていただきます。

入札の指名参加資格という部分で、従たる営業所という形で入札の指名参加を今までも晃立さんにつきましては行っております。そういう形で参加資格があるということで、実際にその事務所にずっと常勤されておるとか、そういう部分についての確認は、全ての事業所の確認は入札をする時点では行えておりません。ふだんの状況等についても確認をしなければならないとなると、なかなか非常に難しい問題も出てきますので、今、現状は県のそういう状況の中の従たる営業所という部分において、入札の参加資格というものに入れさせていただいております。

○議長 ほかに質疑はございませんか。左京憲昌君。

○8番 もう1つお聞きしておきます。これが、私は全員協議会でも、耐震の工事は3,000万、4,000万という範囲でということは執行部のほうからご説明をいただきましたので、その段階で結局お化粧直しに約2億円というような、もう無駄遣いはやめようじゃないかということをお願いしてきたわけですが、これは実質、耐震工事の分が幾ら、その他

で幾らということ、概算で構いませんが、出していただけますか。

○議長 古味教育次長、答弁。

○古味教育次長 左京議員の質問にお答えいたします。

まず直接工事費でいきますと、耐震補強部分に係る経費が2,751万8,000円、そして改修のほう、こちらが1億4,991万円というような金額になります。

○議長 ほかに質疑はございませんか。2番、西森常晴君。

○2番 この案件は6月の議会で我々議会が否決した議案であります。自治法の第176条に再議の項目がありますが、この案件は再議には入らないのは重々承知していますが、私は再議に準ずるものと理解しております。一度否決されたものを次の議会に同じ内容で出す場合には、執行部は必ず正当な理由をつけなければならないとあります。

先ほどの案件で副町長から正当な理由の説明はありませんでした。我々はこれを受けて、しなければならないことは、理由が正当であるかどうかの判断だけが我々に与えられた権限です。説明のない理由、それに我々は判断できません。副町長、議会軽視じゃないですか。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 不再議の件につきましては、西森議員からおっしゃられたとおりで、再度出すことは、議会を別にすれば再度提案できるとなっております。前回の6月定例会のほうで提出させていただきまして、ご審議いただいたんですけれども、我々のほうで説明が不十分であったということで、これを今回しっかりご審議いただきたく提出させていただいたところでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

片岡副町長、答弁。

○副町長 前回の6月の定例会では、まず地域に根差した業者であるかという点、地域に貢献しているかという点、そしてまた、営業所としての要件を満たしているのかというような点でございました。これにつきましては再度確認をさせていただきまして、地域に営業所としてきちんと存在するということを確認させていただいております。専任技術者の確認もさせていただきました。

また、地域の貢献につきましても、討論でも議論がございましたけれども、これにつきましても、地域に営業所として納税をしていただいております事実を確認し、また地域の雇用もあるということも確認いたしております。また、いろいろな地域の業者、商工業者等への貢献もしていただいておりますということを確認しておりますので、この2点につきまして、ご説明が抜かりましたことをおわび申し上げます。何とぞご理解いただきまして、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 2番、西森常晴君。

○2番 私も前回の議会で反対討論をすべきでありましたが、私は前回の議会では、一般質問の中で触れました。それは図書館の問題です。過疎がどんどん進んで、やらなければならないことがたくさんありますけども、1つの方策として、若い世帯、子やらの世代に魅力のあるまちづくりが1つの条件であると思っております。そういう意味では、図書館が非常に重要なスペースになると思います。

私が提案したのは、この後、旧吾川村の庁舎の跡に森林センターができる、それを図書室の代わりに4階に持っていけば、十分なスペースもあるし、今度の森林センターは職員の事務所と会議室です。それだけで大きな費用がかかります。公民館に行けば、3階には大きな会議室がありますから十分使えます。それを入れ替えて、新たな図書館をあの跡へ造れば、若者に希望のあるまちができるんじゃないかという提案をしました。

その内容が理由の中で出てくるのかと期待をしておりました。業者云々は、私は1つも言っておりません。この契約を認め、その上で、設計変更で可能なことです、物理的に。それは剛腕、片岡副町長とすれば、いとも簡単にできると思います。私が期待したのは、そのことです。

図書室の意見をどうしてきたか、公民館ありきで、これは、教育長はすみません、教育長は金を持ってないから。金は財務です。最初から公民館の跡へ図書室、それじゃあ若い者の夢はかなえられないと思います。今でも変える考えはないですか。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの西森常晴議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、今の中央公民館の改修に伴って、今ある非常に手狭な図書機能を拡充したいという思いで検討委員会の中でも話をしてまいりまして、その議論の中では、図書館だけを別に建てるという議論はなかったというふうに思っております。

ただ、今の中央公民館は大崎駅にも隣接をしております、高校生等が通う中で、そう

いった駅を利用する子供たちにも、すぐ隣で利用がしやすいんじゃないかというようなことも、委員さんの中からは1つの重要な意見としていただいておりますし、またいろんな方が図書館を利用していただくときにも、そうしたバス停の隣にあるということは非常に有利ではないかというふうに意見もいただいています。

4階は不便ですけども、前回申し上げましたようにエレベーターもございますので、そういったものを利用して、少しでも魅力ある図書室を造って、比較的4階という場所が苦にならないような機能を持たせたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 片岡副町長。

○副町長 西森議員のご質問にお答えします。

財源のほうからのお答えなんですけれども、予算を頂戴いたしまして入札に至っておるところでございますけれども、それについて、施工するに当たっての財源としまして、地方債等を中心に、補助金、また地方債を活用して進めるように準備を進めておるところでございますけれども、これにつきましても、図書室を今の交流センターに入れるという前提で行っておりますので、ここを変更するとなると、一旦全て白紙に戻して、また財源の更正からしなければならぬということで、非常に現実的には難しい状況にあるというふうにお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○10番 どうしても図書室を4階にというような、今、教育長の答弁でございましたが、この中央公民館は何年か前に雨漏りがしておりますよね。あの漏水というのは、ああいう建物はなかなか直りません。今は修理をして漏ってないとは思いますが、何年かして、もし屋上から雨漏りがしたら、大事な図書が一番先に駄目になってしまいますけど、そこら辺はどのように考えているのかということを教育長にお聞きいたします。

それと、我々はこの地域密着型という名前、こういった入札方法が1年半か2年前から急に「地域密着型でやります」というて町長のほうから説明があつて、受け入れてまいりました。地域密着型というたら、我々は本当に地域に密着しているんだ、地元の業者なんだという認識でございましたが、我々の勉強不足というか、甘かったというか、ただ、先ほど総務課長からご答弁がございましたように、ただ県のほうへ届出をして、主たる営業所または従たる営業所と、この認可さえあればいいという、この地域密着型、今後やめてく

ださい。これは地域に密着しておりません。我々にしてみたら、この地域密着型の入札方法というのはだましです、これは。

この契約しようとしている相手方は、合併前、旧池川町ではかなり大きゅうにやっていたと思いますけど、合併以降16年、全く実績ゼロですよ、建築面に関しては。この業者が何で地域に密着しているのか。これは私、後に次の段階、反対討論で申し上げたいと思っておりますけど、この地域密着というのは地域に密着していないと、私はそのように申し上げておきまして、町長、副町長、ご答弁があればお願いいたします。

以上です。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの若藤議員の漏水といいますが、雨漏りの質問にお答えをいたします。

確かに6年前に雨漏りがあって修繕もしましたし、完全にまだ、その雨漏りが100%止まっていない状況もあります。今回は大規模改修ということもありまして、その雨漏りの主要な原因がいわゆる天窓ですか、明かり取りにガラスを天井部分に入れておりますけれども、それが大きな原因であるということで、そこを今度の改修で漏水防止対策をしたいというふうに考えております。

ただ、それで将来的に100%となるかどうかというのは、それは断言はできませんけれども、業者のほうからは、それでしばらく主な漏水は確実に止められるだろうというふうに聞いておりますし、状況によっては、その近くに本棚を置かないというような対策も取っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 若藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

一般競争入札、その中で地域密着型を今回採用したわけでございますけれども、それぞれ条件はつけております。ただ、いろんな業界にとりまして、やはり本社のみというのはまずあり得ないところ。どこでも手続を取って、建設業法なり、それぞれ法律に乗って、制度に乗って、やはり支店、営業所、こういったものをきちっと設けて、そこで指名伺を出しておるわけございまして、やはりそれなりに地域に貢献をしておる、これは間違いなくあるということ。

事実、先ほども話がございましたように、ここに営業所を置いてきちっとした届出をし

ておるところについては、きちっとした法人事業税、また固定資産税、そういったものをきちっと納めておりますし、また、地域の雇用も事実っております。そういった中で、やはりこれを本社のみだということで主たる営業所と、こうなりますと、なかなかこれは難しくなってしまう。そうなりますと、いろんな、この業界の発展にも影響するわけでございまして、我々としてはやはり町内に本社または営業所のある、そういったきちっとした手続の上で設けておるところ、これについてはやはり地元業者ということで、今の制度では一般競争入札の中の地域密着型を採用しておるわけでございます。ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 西森常晴君。

○２番 大石ひろあき後援会の会長と副会長がかなりしつこくやりますんで、傍聴席は非常に戸惑っているんじゃないかと思えますけども、提案です。

私は今まで数々の提案をしまいいりました。庁舎の建設の折には、この３階議場は要らないんじゃないか、要らないんじゃないかと、庁舎を２階建てにして、２階建てにすれば防火の規制も建物の高度規制もかなり緩くなるから、そこで工事費を抑えて、議場と公民館を一緒にしたシアターを造ってはどうかという提案をしました。診療所、医師住宅を造るときには、診療所を造るとき、同じ敷地内に、例えば同じ建物の中に造れば、先生が傘を差さずに診療所に行けるんじゃないかと、そういう提案をしました。

今回も、この提案は私の議員としての１つの誇りですから、変えるわけにはいきません。やはり、今からでも間に合いますから、設計変更をして、思いが届くような工事をしてもらえたらと思いますが、いかがでしょう。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の質問にお答えさせていただきます。

いろいろご提案をいただいております。この件については、先ほど教育長、また副町長からもご説明がありました。それぞれいきさつがあるわけでございまして、財源の問題にしてもそうです。これについては一定期間かけて検討委員会の中でも議論しながら一定の方向を出していただき、そしてまた、議会の皆さん方にも全員協議会の中でご説明をさせていただきました。そして当初予算で予算を決定いただいて、今回の改修工事に取り組んでおるわけでございますので、ひとつこの点についてはご理解をいただきたいと思います。

いろいろ、これからのまちづくりについていただきましたご意見、今後には生かしていきたいと思っておりますが、今回の件については、これまでの経過があつてのことでござ

いますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第51号の質疑を終結します。

議案第52号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終結します。

議案第53号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終結します。

議案第54号についての質疑を許可します。質疑はありますか。左京憲昌君。

○8番 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、この7億5,000万、これには病院の中に設置する機材、そういうものも含んでおるわけですか。機材等はまた別途に予算、入札ということになるんですか。

○議長 保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 左京議員の質問にお答えをさせていただきます。

本体工事だけでありまして、中にありますCTとか備品購入は、また別途予算を組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ほかにありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終結します。

議案第55号についての質疑を許可します。質疑はありますか。左京憲昌君。

○8番 これは来年の3月31日までの納入ということになっておりますが、今、そんなようなゆっくりした形で役に立つんじゃろうかと。ということは、今の機材の供給がどうなっているのかとかいう問題でそうされているのかですが、これは代替品もあるんじゃないのか。慌ててこれを、今、発注はすれど物が入ってこんという状態を招くより、待ったほうがましじゃないんですか。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの左京議員のご質問にお答えいたします。

3月末というのは大変、おっしゃるように、今の現状の中で非常に空気清浄機関係の商

品は品薄になっているということもありますので、納期を長く取らせていただいております。

ただ、今回の製品につきましては、同じ機能のものがほかにあるというようなものではなくて、単なる空気清浄機であれば、ほかにもあるんですけども、次亜塩素酸をこういった形で使うというのはあまり多くないというふう聞いております。

それと、この機械はコロナウイルス対策にもなるんですけども、通常のインフルエンザウイルス等の除菌にもかなり効果があるということでございますので、そういったこれまでのウイルス対策も含めてということで購入を考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、これより討論・採決を行います。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、議案第50号、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第51号についての討論はありませんか。

若藤敏久君。

○10番 議案第51号、仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結については、私は賛成をすることができませんので、反対の討論をさせていただきます。

それでは、反対意見を申し上げます。

人は十人十色と申します。それぞれ考え方も意見も違います。議員も10人いれば、それぞれの賛成意見があり、また反対意見がございます。本議案を6月定例会で否決した際には、契約をしようとしている相手方が地元業者と言えるのか、また地域に密着していると言えるのかで議論となりましたが、建設業法によると、地域密着型の入札参加資格は町内に主たる営業所または従たる営業所が設置されていることとなっておりまして、池川の北浦に営業所がある相手方は条件を満たしていると言えます。

しかしながら、合併以降16年間、建築に関しては町内での実績はゼロ、社員が営業活動をしている事実も見えてこない、この業者を地域に密着していると言えるのか、それは議員個々の判断に任されておりまして。条件を満たしているから認めなければならないという理由にはなりません。

それより、この交流センター改修工事は本当に必要な工事と言えるでしょうか。この2年間、私は議長として話をまとめる立場にありましたから申し上げませんでした。中央公民館が建築されたのは昭和55年でありまして、築40年が経過しており、もう建物としての役目は十分に果たしております。何年か前には雨漏りがして、補修工事も行っております。私は当初から取り壊して新築にと申し上げておりましたが、地元の意見を聞こうと検討委員会を設置し、協議の結果、現在の耐震改修工事となった経緯があります。耐震の工事だからと予算を見れば、耐震には3,000万円、そのほか補修や改修に2億円となっております。この改修費用は仁淀総合支所の新築と同額であります。役目を終えた築40年の建物に2億円を投ずることが最善の方法なのか、私は大変疑問に思っておりますが、この耐震工事だけなら私は賛成をしております。

私が今、大変残念に思うのは、この耐震改修工事と林業振興センターの建築がなぜ同時進行で議論されなかったということでありまして。同時進行で議論されていたなら、脆弱な土地に立っている中央公民館は取り壊して、まとめて1か所に建築する案が有力だったと思います。予算を見れば耐震改修に2億3,000万、林業振興センターに2億1,000万、4億4,000万円のお金があります。イベントを開催するにしても、150名から200名収容できる施設がこの仁淀川町大崎にはありません。しかし、1つにまとめて大きな建物にすれば、それは当然可能であります。マッチ箱のような小さな建物をあちこちに建て、それぞれに小さな会議室を造る、私は得策とは思えません。この中央公民館改修工事に反対をして、林業振興センターとまとめて、旧役場跡地に大きなものを建てる。そうすれば、150名、200名が入る会議室も当然できます。

今、この中央公民館の改修工事が計画どおり進めば、現在、森山地域は中央公民館を避難場所として利用しておりますが、それもできなくなります。もろもろのことを考えたときに、私はこの改修工事は否決をして、林業振興センターも考えを改め、あと数億円出して大きな、150名、200名が収容できる、そういった建物を造る、このような考えでございます。

本案に対しまして何とぞご賛同いただきますようお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。片岡智準君。

○4番 私はこのたび議案になっております株式会社晃立入札の議案について、賛成をするものです。

賛成の理由は、まず副町長の説明もあったとおり、晃立は本町に営業所を有する会社として法人税を支払い、また当町住民を雇用し、当町に社会的貢献をされていること、さらには、私の知人からの話では、営業所に知り合いが勤務をしており、「なぜ前回の議会で否決されたんですか」との質問があり、私は知人の意見を信用していること、さらに1点追加すれば、株式会社晃立の入札議案について、これまで私の出席した6年余りの議会においても、再三、入札案件に参加されていた記憶があります。

しかし、これまで一度たりとも営業所の疑義や、さらに会社代表者の住所が高知市内、高知市内とほとんどの方がなっております。こういう疑義について、これまで意見を申し立てられた経緯が全くなく、今に至り反対することは議会の整合性を損ないかねないという判断があります。これらのことを総合的に判断すれば、反対する理由もなく、終わりに交流センターの一日も早い工事完了を心待ちにしている町民の声を申し添えまして、賛成するものです。

以上です。

○議長 続いて、反対討論はありませんか。左京憲昌君。

○8番 先ほど同僚議員からも指摘がありましたが、築40年の建物に対して耐震工事をして、今から30年、40年、50年と使えるということは当然想定していないと思います。結局、私は全員協議会の場合でも、耐震の部分だけであれば3,000万、4,000万でできると聞いておりましたので、そういう方向を選んだらいかかなと申し上げてきましたが、先ほどの質問で、耐震費用については2,700万余であるということでしたが、ぜひそのところも、

結局、お化粧直しをしたのでは構造的に強度が増すわけではないと思いますので、そういうことでひとつ、私は業者がとやかくということを上申しているのではないんですが、この事業についての考え方がそぐわないということで反対をさせていただきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

○議長 続いて、賛成討論。藤崎源彦君。

○9番 私はこの件に関しては賛成いたします。

その理由としましては、まず要件に関しては問題ないと思います。私も営業所に行って、営業所長と会って話もしてきました。その方は昭和51年入社で、島崎工業のときに入社された方で、土木の1級の資格を持ち、ベテランで専任技術者としても十分な要件を満たしている、そういう点では全然問題ないと思います。

それと、地域密着型かどうかという点でございますけども、晃立さん、私の知る範囲では、工事实績のほうは大体、県発注の土木工事が主体で、大植のほうのバイパスのトンネル、それと上名用居線、それから桧谷線、そういった林道関係の工事を請け負ってやっています、続けて。町発注の工事はその災害復旧工事という形で受注している実績があるかと思います。

それと、建築に関して町内で実績がないと。私、今回の議論の中で非常に大事なことが抜かっていると思います。それは何か。この会社がこの工事をするだけの技術水準のある会社かどうか。この古い建物の改修工事、非常に難易度の高い工事ですので、その技術的にその水準にある会社かどうかという判断ということもちゃんとしたという、そういう説明が私は欲しかったわけです。

それと、旧池川町のとき、島崎工業のときからですが、旧池川町のほうのときは地域に密着した形で、地域の方も雇用され、ほんで営業所長を旧池川町在住の方がされた時期もございました。私もかなり晃立さんが地元でやっていることは、近いこともありまして知っています。ただ、合併後、やっぱり吾川地区、それから旧吾川地区、それから旧仁淀地区から見たら、少しそういう点では意識の違いがあるのかなというふうには思います。

それと、この地域密着型の説明の中で、もうちょっと現場のほうの確認をちゃんとしたということの説明が欲しかった。そういう点はちょっとありますけども、全般的に見て、この工事に何の問題もない。

それと、1つ別の議論として、この工事自体に対する反対意見がございますけども、それはこれまでに全員協議会なり、そういう場があったわけでもございまして、そういう経過

を踏んで、この入札に至った、その点を考慮すると、これはちょっと意見が違うんじゃないかと、反対意見として違うんじゃないかと、私はそう受け止めています。そういう点で、今回の入札に関して反対する理由はないということで、賛成いたします。

○議長 続いて、反対討論はありませんか。西森常晴君。

○2番 端的に言えば利用者の声が届いてない。これは私の意見ですけども、町は庁舎を建て、診療所を計画して、そのエネルギーを全て使い果たして、残りの図書室もろもろのものを一緒に、表現が悪ければ訂正します、手抜き施策のように思われます。思い切って、若藤議員の言ったようなものを取り入れて、やはりもっと前向きにいいものを造っていただきたい。そういう意味で1つの大きな意見は、町民の、使用者の声が届いてない。届いてないというか、聞く耳がない、行政には。そういう感じで反対します。

○議長 続いて、賛成討論はありませんか。岡田良成君。

○3番 ただいまご指名いただきましたので、賛成討論をいたします。

前は反対討論をいたしました。その理由から、若干時間がかかりますけども、お聞きをお願いしたいと思います。

私は前回、反対討論をしたのは、いわゆる地域密着型ということで疑問を呈しました。入札については、今、これを見たとおりの適正な、不正のないという、談合性もないと。そしてまた、この案件については3社が同一金額で90%、くじ引でこの会社が落札されたというような意味から、全くこの件については不正がないと。

しかしながら、地域密着型ということで、先ほどもお話がありましたけども、地域密着型については非常に疑問を持っておりました。そんな意味で反対討論をし、採決をした結果、5対4で否決をされたと、こういう経過があります。私はこういう経過を見たときに、1人の議会議員として、そしてまた人間として、本来なら今日は逃げたかったです、はっきり言いまして。しかし、議員としての責任があります。責務があります。

先ほどから、皆さん方からお話が出ておりますけれども、建築の云々かんぬんじゃないと思うんです。そのときは、執行部から説明があったときに、皆さんはいろんな話を聞いております。こういう設計でいくがいかということまで聞いています。不満はありましたけど納得しました。そのような段階の中で、今日議論をされているのは請負金額のことなんです。金額。だから今も、ある議員からも、このことについての金額は関係ないと。しかし、この建物にすることによってという先ほどからの話がありますけど、私は視点が違うと思います。今、この段階で、この金額で了解するかしないかです。皆さん方も、議

員さんも、これは逃げるわけにいきません。再度出た議案書なんですよ。責任を持って、議会議員の人間として、責務を持って、私はこの採決にどちらか議論を入れるべきだと。

(発言する者あり)

○3番 やかましいこと言うな。そういうようなことで、本当に今回、このような議論は初めてです。私も議会を長いことやらせていただきましたけども、否決されて再度出るということは大変なことなんですよ。

私は、皆さんはどうか分かりませんが、この晃立の会社は全部調べてまいりました。なぜならば、前回反対討論し、4対5で否決したというのは、私は本当に責任感がある、責任があるという思いからです。随分調べてまいりました。執行部のほうからも説明がありましたけども、法人税も払われております。そしてまた固定資産税も払われております。従業員の住民所得税も払われております。そんなことを見たときに、そしてまた、ある方は従業員じゃなくて事務員がおらんじゃないかという話を聞きました。じゃあ、晃立がどれだけの3年間の売上げをしようかというのも、実績も調べてまいりました。

今、先ほども話がありましたけども、入札にはその都度ずっと参加しています、晃立は。しかしながら競争で負けています。くじ引で負けています。ですから、3年間の工事量は3,300万なんですよ、売上高が。そんな中で、職員にしても、専従の職員も、私はこの間、所長とお会いをしました。ここで経営的に考えたら、なかなか従たる事務所に対して、事業的に成り立たないような状況があります。私は本来なら地元の業者が大事です。この業者も地元とは言いませんけども、本来なら見た目では地元には見えませんが、法律적으로는何ら問題ないというふうな思いをしました。

先ほどからの議論の中では、私もこの庁舎をやるときから、こういうことがいだろう、あるいは今、交流センターにしてもそういう意見を申し述べました。でも、設計ができて、入札をされて、今の段階でこの業者はどうするかと、ここだけなんですよ。私は法的に談合があったとか、不正があったとかということを調べもしましたが、そういう法的な問題は一切ありません。だから、地域密着型については疑問を持っておりました。その疑問を払拭するために現場まで行って、そしてどれだけの法人税を、試算を言いますけども、23万9,000円を前年度払っています。それから固定資産税も払っています。そしてまた、職員の所得税も払っています。

(発言する者あり)

○3番 おい、おかしかったら言えや、おまえ。がさがざ言うな。左京君、おまんらはね

や、わしらの会社まで行って圧力かけるけど、さっき言うた話は全然ちゃうぞ。

○議長 暫時休憩します。

午前 11 時 32 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3 番 先ほど申し上げましたように、私は前回、反対討論したことがありますので、今回は賛成討論するに對しての中身を説明しておるところで、しかし、今言うに、私語は向こうから来ておるわけで、一生懸命しゃべっています。議会議員としての責任を全うします。ですから、私は今回の採決についても、それぞれ皆さん方の責任を持った、反対なら反対、賛成なら賛成、私は初めから言ったとおり、この問題については両方とも参画。

(発言する者あり)

○3 番 やかましいことを言うな、おまえは。何が悪いんや。

○議長 暫時休憩します。

午前 11 時 33 分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田良成君、続きを。

○3 番 前段申し上げたとおり、私は前回、反対討論をしたから、反対に對してこうなったんだよという説明をさせてくれということで当初申し上げております。そのようなことで、先ほどから申し上げたとおり、私は今回については不正もない、あるいは競争入札で3社がくじ引で取ったということの理由、それから今、地域密着性ということに對して、従たる営業所はあると、職員もおると。そしてまた法人税も、いろんな税金を払っておって、それぞれの見方はありますけれども、私は今回については賛成をいたします。

以上です。

○議長 続いて、反対討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。挙手をしない者は反対とみなされますので、ご注意ください。

それでは、本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、議案第51号、令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第52号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって、議案第52号、令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村線改良工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第53号、令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第54号、仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第55号、財産の取得については原案どおり可決されました。

暫時休憩にします。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第5回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時39分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員